



## 高松コンストラクショングループが青木あすなろ建設<1865>株式の 変更報告書を提出（保有減少）



青木あすなろ建設<1865>について、高松コンストラクショングループが3月30日付で財務局に変更報告書（5%ルール報告書）を提出した。

提出理由は「株券等保有割合が変動したため」によるもの。

報告書によると、高松コンストラクショングループの青木あすなろ建設株式保有比率は、78.04%と1.55%減少した。

報告義務発生日は、2015年3月27日。